

令和2年12月23日

道路管理者 九州地方整備局長

一般国道203号【山本バス停留所に設置される上屋の広告掲示板に添加される広告物】
入札占用指針

道路法（昭和27年法律第180号）第39条の2第1項の規定に基づき、入札占用指針を定めたので、同条第7項の規定に基づき、公示する。

1 詳細は、「入札占用指針」のとおり。

2 入札占用指針の交付期間、場所

① 交付期間 令和2年12月23日から令和3年1月29日

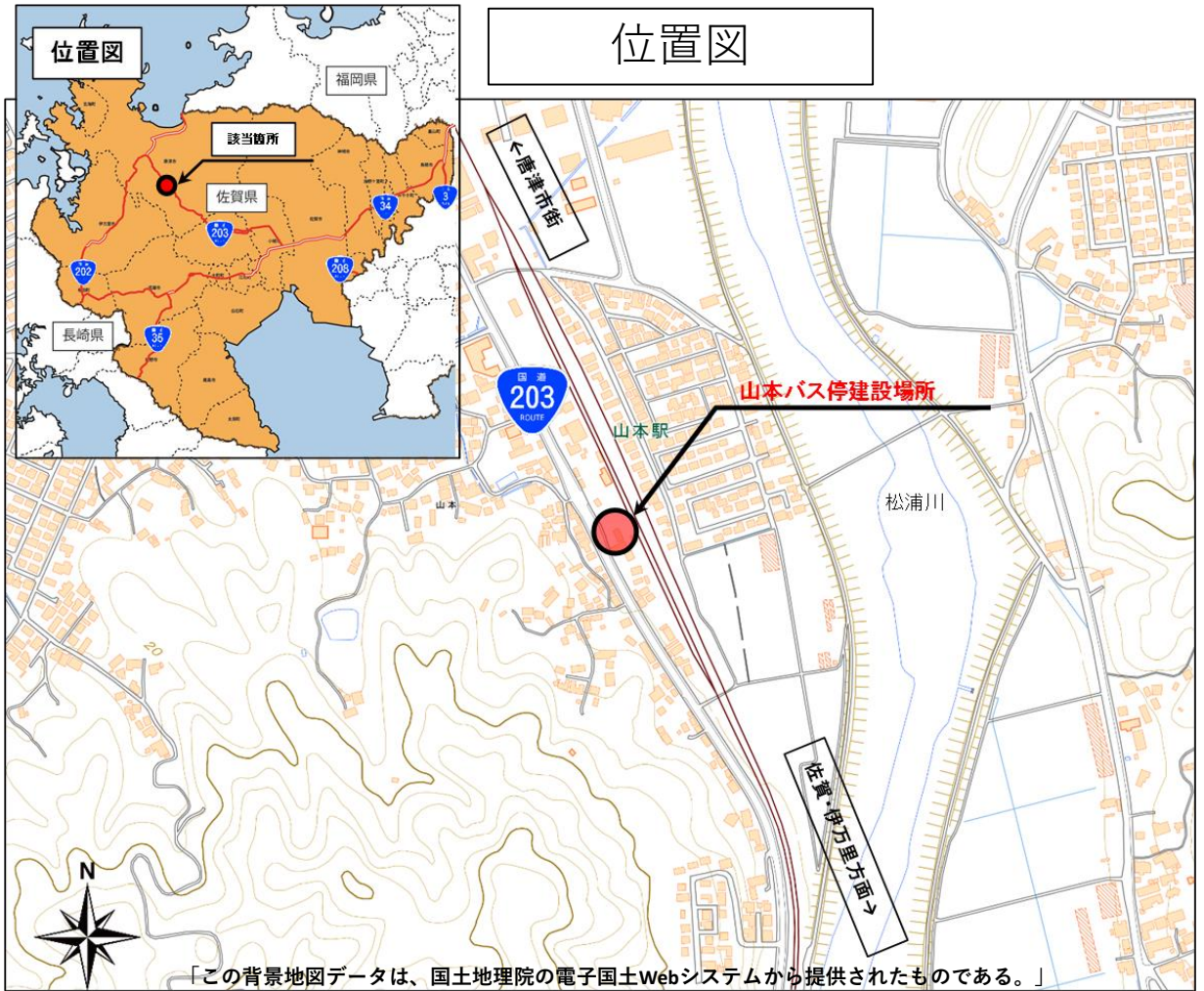
② 交付場所 佐賀県佐賀市新中町5-10

佐賀国道事務所 3階 管理第一課

③ 交付方法 下記佐賀国道事務所HPの「占用入札」より取得

<http://www.qsr.mlit.go.jp/sakoku/shinsei/senyonyusatu/index.html>

バス停上屋の位置図及び広告掲示イメージ



バス停上屋の広告掲示イメージ

